

えりも町立えりも小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月28日改訂

※「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「えりも町立えりも小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない**ための児童会活動、学級活動を実施する。**
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけ、**個人面談**など様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手**の立場に立って、行動する児童の育成**に学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することであることを自覚させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない**取組**
 - ① 学年・学級の取組
「いじめゼロ宣言」の制定と掲示
 - ② 児童会の取組
「いじめゼロ宣言」の周知と実行
書記局・専門委員会を中心となったあいさつ運動などの取組
 - ③ 全校の取組
全校集会や全校朝会での啓発、確認、点検

(2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成

① 1時間1時間の授業

ア 生徒指導の機能を生かした指導過程の工夫

自己選択、自己決定、共感できる場面を設定する。

イ 「場所」の工夫

学習活動に最も適し、児童が活動しやすい場所や、児童の主体的な活動が生まれ、学習効果が期待できる場所を用意する。

ウ 「教材・教具」の工夫

児童の学習理解につながる「教材・教具」や学習内容の理解を助け、思考が深まる「教材・教具」を用意する。また、可能な限り児童一人一人が取り組める「教材・教具」を用意する。

エ 「時間」の保障

児童に「考える時間」「話し合う時間」「発言・発表する時間」「書く時間」「体験的な学習活動を行う時間」を保障するとともに、学習内容の定着の程度を確認し、実態に応じて復習の時間を設定する。

オ 「人」のかかわり合い

指示・発問・評価・助言など、音声言語による働きかけを行い児童の主体的な学びを促すとともに、板書や資料などの提示により、視覚的な面から働きかけを行い児童の主体的な学びを促す。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い学び合いなどを仕組み、児童同士のかかわり合いを促す。

② 学校生活全般での指導

一人一人がかげがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、一人一人の考え方・感じ方・行い方・表現の仕方などに内在する「その子なりのよさ」を取り上げ、本人はもとより学級全体にそのことに気づかせる働きかけをする。また、様々な活動を通して「自分ひとりでやり遂げることができた。」「自分も人の役に立っている。」といった実感をもたせる働きかけをする。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
- ② 「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員終会や研修、職員会議などの場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に教職員への信頼感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い、当該児童から悩みなどを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。
- ④ 「いじめに関するアンケート調査」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期解決

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④ いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決に当たる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒やすために担任だけでなく、養護教諭等と連携をとりながら、適切に対応していく。

(3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を普段以上に密に行い、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ② 状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ相談窓口、警察等との連携を図る。

5 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

(1) 校内組織

① 生徒指導交流会の開催

毎週木曜日の職員終会に全教職員で心配される児童について、現状や指導方針等について情報を共有し、共通行動で対応できるようにする。

② 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止やいじめ問題解消のための取組を行うため、教頭、生徒指導担当、当該学級担任、養護教諭による「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。生徒指導委員会が、校内いじめ防止委員会を兼ねる。

- ③ 緊急且つ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全職員の共通理解の下、迅速に対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめ問題の場合で校内組織だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、生徒指導担当、PTA 会長、町教育委員会職員を招集し、連携して問題の解消に当たる。